

校長	副校長	教頭	教務主任	保健主事	養護教諭	学年主任	担任

出席停止願

熊本県立水俣高等学校長様

下記の理由により、学校保健安全法第19条による出席停止を御許可下さい
ますよう保護者連署のうえお願ひいたします。

記

1 受診日 令和 年 月 日

2 診断を受けた医療機関名

※本用紙の裏面に、本人氏名と日付と薬名を明記した薬袋（写し可）を添付してください。ただし、薬袋に本人氏名と日付と薬名が明記されていない場合は、薬袋とともに、同内容が明記されたもの（写し可）も添付してください。

3 診断内容

4 出席停止期間

令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

令和 年 月 日

年 組 番 生徒氏名

保護者氏名 印

本人氏名と日付と薬名を明記した薬袋（写し可）を添付してください。
ただし、薬袋に本人氏名と日付と薬名が明記されていない場合は、薬袋とともに、同内容が明記されたもの（写し可）も添付してください。

（参考）

（1）学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間

第2種の感染症の出席停止期間

病名	出席停止期間
新型コロナ感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで。
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が消失するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎および第三種の感染症	病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで

※ ただし、病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではない。

※「発症した後5日を経過」とは、発熱した日を0日目とし、発熱した次の日を1日目として数えます。

病院受診した日が基準ではないので注意が必要です。

	出席停止期間の基準	感染症の種類
第三種	症状により学校医 その他の医師において感染の おそれがないと認めるまで。	コレラ・細菌性赤痢・腸チフス・パラチフス腸管出血性大腸菌感染症 流行性角結膜炎・急性出血性結膜炎 その他の感染症※

※第三種の「その他の感染症」について

受診した際、出席停止になるかどうか、また、その期間について、必ず主治医に確認をとるよう、生徒・保護者へ連絡をお願いします。